

オフセット・クレジット（J-VER）制度
方法論等に関する Q & A
（森林吸収方法論用）

2013 年 10 月 7 日版

環境省

－目次－

1. すべての方法論	1
2. 森林吸収プロジェクト共通	1
3. R001：森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)	8
4. R002：森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)	9
5. R003：植林活動による CO2 吸収量の増大	10

1. すべての方法論

Q1. ダブルカウントの防止のため、J-VER 制度に対応していない各排出量取引制度や報告制度等に関しては各制度の報告様式の備考欄に情報を記入とありますが、どのように記載をしたらよろしいのでしょうか？

例えば、プロジェクト代表事業者等が「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下「報告制度」という。）の特定排出者に該当し、排出量を報告する場合には以下の通りご対応下さい。報告制度の特定排出者以外の制度等においても可能な限り準用してください。

- 発行されたオフセット・クレジット（J-VER）を登録簿上で他者に移転した場合は、移転量等の情報を算定制度の「様式第2：温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」の「5. その他の情報」欄に記載すること。
【記入例】
平成〇〇年〇月〇日に発行されたオフセット・クレジット（J-VER）〇トン CO2のうち、〇トン分を移転しました。（プロジェクト名：〇〇地域における〇〇プロジェクト）
- なお、プロジェクト参加者が複数存在する場合は、原則として、実際に当該プロジェクトに係る温室効果ガス排出源（吸収源）を有し、削減・吸収活動を実施した者が報告すること。

Q2. 試験所・校正機関はどのように探せばよいのでしょうか？

試験所・校正機関に関する情報は以下のサイトをご覧ください。

- 公益財団法人日本適合性認定協会による JIS Q 17025 の認定を取得している試験所・校正機関一覧
試験所：
<<http://www.jab.or.jp/system/service/testinglaboratories/accreditation/>>
校正機関：
<<http://www.jab.or.jp/system/service/calibrationlaboratories/accreditation/>>

（参考情報）

以下の一覧からも選択できますが、「MRA 対応」と書かれた事業者の選択を推奨します。

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構による試験所認定制度（JNLA）登録事業者一覧
<<http://www.iajapan.nite.go.jp/jnla/scope/index2.html>>
- 社団法人 日本計量振興協会による計量法トレーサビリティ制度認定事業者一覧
<<http://www.jcsslabo.or.jp/directory/index.htm>>

2. 森林吸収プロジェクト共通

Q1. モニタリングを行った結果、対象森林において、スギ及びヒノキが明確に分類できる地点があった場合（混交林の場合）は、どのようにモニタリングエリアを設置すればよいのでしょうか？

以下、①②の方法が考えられます。

- ① モニタリングエリアについては、モニタリングガイドライン（森林管理プロジェクト用）II-4 ページ「1.1.2 モニタリングエリア設定に関する留意点（1）林齢・樹種が混在している場合のグルーピングの取扱い」に、以下の説明があります。

「モニタリングを行った結果、林齢・樹種ごとの林境が明確に区分出来ない状況を検証機関が検証時に認めた場合には、最高林齢の数値を用いて算定する等、成長量を保守的に算定することを前提に、各林分のモニタリングエリアの統合（以下、グルーピングという）を行うことができる」

したがって、検証機関により、当該対象森林が明確に区分できない混交林であることが認められた場合、保守的な成長量の算定を行うことが可能になります。

なお、「保守的な成長量の算定」はプロジェクト毎に様々な算定方法が考えられますが、プロジェクト事業者は保守的であることを文書にて説明するとともに、検証機関はその説明の妥当性について確認し、記録に残す必要があります。

また、小規模プロジェクト（年間吸収量 500t-CO₂ 以下/年）の場合は、一定の条件を満たせば、プロジェクト計画時においてもグルーピングが可能となっています。詳しくは、モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）「1.1.2 モニタリングエリア設定に関する留意点（1）林齢・樹種が混在している場合のグルーピングの取扱い」の項目を参照してください。

- ② 植栽時の樹種ごと・林齢ごとの植栽本数・本数密度、植栽後の樹種ごと・林齢ごとの間伐率等の情報が文書等により確認でき、それらの情報を勘案した結果、現時点における林況（立木本数や本数密度等）と相違ないと検証機関が合理的に判断できる場合には、植栽本数等の情報を基に樹種ごと・林齢ごとの面積を測定することができます。（植栽時の樹種ごと・林齢ごとの本数密度、植栽後の樹種ごと・林齢ごとの間伐率が一律である場合は、植栽本数を基に面積を比例按分して求める等）

Q2. 広葉樹のモニタリングに際し、モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）に示されているような樹高と林齢との関係による地位指数曲線が入手できなかった場合、吸収量はどのように算定したらよいのでしょうか？

個別プロジェクトごとに当該森林において、最適なモニタリング方法をプロジェクト代表事業者等からご提案いただき、妥当性確認機関がその妥当性を判断することになります。

例えば、以下のような事例が該当します。

（例）

LYCS をはじめとしたシステム収穫表、当地の国有林の収穫予想表等の情報を収集し、当地の林業研究センター等にも相談したが、樹高データが入手できなかったことから、以下の措置を提案し、妥当性確認機関が妥当と判断した。

（ア）モニタリング方法ガイドラインに準拠してモニタリングプロットを設定する。

（イ）設定されたモニタリングプロット内の毎木調査に基づき、立木幹材積表等を用いて単位面積あたりの材積を求める。

（ウ）各モニタリングプロットにおける単位面積あたりの材積が、収穫予想表等に示された最下位の材積量以上であることを確認できた場合は最下位の材積量に基づく吸収量算定を行い、最下位の材積量に満たなかった場合は温室効果ガス吸収があったとはみなさない。

Q3. 混交林において、樹種ごと・林齢ごとの面積を測定するにあたり植栽本数等の情報を用いることはできるのでしょうか？

植栽時の樹種ごと・林齢ごとの植栽本数・本数密度、植栽後の樹種ごと・林齢ごとの間伐率等の情報が文書等により確認でき、それらの情報を勘案した結果、現時点における林況（立木本数や本数密度等）と相違ないと検証機関が合理的に判断できる場合には、植栽本数等の情報を基に樹種ごと・林齢ごとの面積を測定することができます。（植栽時の樹種ごと・林齢ごとの本数密度、植栽後の樹種ごと・林齢ごとの間伐率が一律である場合は、植栽本数を基に面積を比例按分して求める等）

【計算例】

区分	A 樹種	B 樹種	面積の測定
植栽時の植栽本数	約 30,000 本	約 30,000 本	データあり
植栽時の本数密度	約 3,000 本/ha	約 2,500 本/ha	データあり
間伐率	約 30%	約 40%	データあり
現時点における立木本数	約 21,000 本	約 18,000 本	機関は林況を目視確認
現時点における本数密度	約 2,100 本/ha	約 1,500 本/ha	機関は林況を目視確認

○植栽本数だけで単純に按分するのではなく、植栽時・現時点における本数密度等の情報も勘案する必要がある。

例えば、全体の面積が 22ha だとした場合、植栽時の本数密度が同じであった場合は A、B の面積は以下のとおりとなる。

$$22\text{ha} \times (30,000 \text{ 本} \div 60,000 \text{ 本}) = 11\text{ha}$$

しかし、植栽時の本数密度が異なる場合は、計算は以下のとおりとする必要がある。

$$A : B = 3,000 \text{ 本/ha} : 2,500 \text{ 本/ha} = 6 : 5$$

$$A = 22\text{ha} \div 11 \times 5 = 10\text{ha}$$

$$B = 22\text{ha} \div 11 \times 6 = 12\text{ha}$$

Q4. 実測データを使用した森林 GIS 情報によりモニタリングを実施する場合、具体的にどのような森林 GIS であればよいのでしょうか？

森林 GIS 情報の要件は、「森林 GIS 内の森林計画図情報が実測結果に基づいていること」が原則であり、妥当性確認においては、この実測結果についての原データの写しなどの情報提供が求められることとなります。また、当該原データが存在していない場合でも、原データについて、森林計画図が確実な管理体制下で実測結果に基づき更新されている場合は、実測結果に基づいている要件を満たすものと考えられます。この場合でも、妥当性確認において、当該データの更新記録や実測結果等についての情報提供が求められることとなります。

Q5. 間伐と除伐について、都道府県ごとに定義が異なる場合があります(若齢林での間伐は除伐に含める場合等)。この場合、森林施業計画への認定を行っている市町村等の自治体が設定している定義にしたがえばよいのでしょうか？あるいは、J-VER 制度として間伐と除伐を定義しているのでしょうか？

J-VER 制度で対象となる間伐は、「市町村森林整備計画等に定められた方法に基づくもの」と方法論に定められており、これ以外に間伐の定義を設けておりません。したがって、当計画に定められた方法で実施された間伐であれば、J-VER 制度の対象となります。なお、除伐については現在の森林吸収の方法論では対象となりません。

Q6. 森林計画図が整備されていれば、当該面積の値を用いて吸収量の算定を行うことができるのでしょうか？

森林計画図は、都道府県の業務の参考資料として整備されたものであり、山林の境界や面積等について証明する資料ではない旨の注意書きがされているところもあるなど、各都道府県によって取り決めが異なっている状況のようです。

したがって、森林計画図であることをもって面積が実測されていることが保証されているものとはいえません。

J-VER 制度としては対象となる森林が実測されていることが条件ですので、森林計画図が実測に基づいているものであることを証明していただければ採用可能です。

Q7. 地位級は必ず 30ha ごとにモニタリングをしなければいけないのでしょうか？省略は可能でしょうか。

モニタリング方法ガイドラインに基づき、地位は 30ha ごとに特定する必要があります。対象森林の面積が数万 ha に及んだ場合、地位特定の作業が数百箇所になりますが、発行されるクレジットの正確性・信頼性を確保する観点からは、モニタリング箇所を減らすことはできません。

Q8. モニタリング全般と地位の実測は、プロジェクト期間内で毎年行なう必要があるのでしょうか？

モニタリング方法ガイドラインの「モニタリング・算定対象期間」の項目においては、「プロジェクト事業者は、モニタリング・算定対象期間を任意で決定することができる」と記載されており、モニタリングを実施する時期や回数については、制度上のルールはありません。

クレジットの認証を受けるためには、認証依頼の前に検証機関による検証を受ける必要があります。検証を受ける前には、必ずモニタリングを実施することになります。例えば、5 年分の吸収量を一括してクレジット化するのであれば、プロジェクト開始から 5 年後に 1 度だけモニタリングを実施すればよいことになります。また、毎年クレジット化するのであれば、モニタリングも毎年実施する必要があります。

なお、地位の実測頻度については、モニタリングガイドライン II-20 ページに以下の説明があります。

「プロジェクト対象地の地位は基本的に変化することはない。したがって、プロジェクト開始後、1 回目のモニタリングで特定した後、2 回目以降のモニタリングでは地位を特定する作業を省略できる」

Q9. 森林施業を実施した小班内に路網が整備されている場合、森林施業を実施した面積から路網分の面積を差し引く必要があるでしょうか？

原則として、森林内の路網が森林として土地登記されていれば、森林に含まれることとします。道路（一般道や農道）として土地登記されている場合は、森林面積から差し引くこととなります。ただし、当該林分が補助金受給対象地であって、伐開した面積分込で補助金を受給している場合は、敢えて面積から控除する必要はありません。

路網のうち林業専用道と森林作業道は上記を考慮した上で対象森林面積から除外することとされていますが、各都道府県の運用に従って作成される森林施業計画・森林経営計画書において、森林作業道については森林面積に含む場合と含まない場合とがあることから、森林作業道が森林面積に含まれる場合であって、森林作業道の面積を測量する必要がある場合は、森林面積から控除しなくてもよいこととします。

なお、森林作業道の面積を測量されている場合は、原則、森林面積から除外することとします。

Q10. 一度プロジェクトが登録された後、森林施業計画単位でプロジェクト対象面積（バウンダリ）を広げることは可能でしょうか？

1 度プロジェクトが登録された後、森林施業計画単位でプロジェクト対象面積（バウンダリ）を広げるためには、変更承認依頼が必要です。また、変更承認依頼の内容を委員会で審議した結果、再度妥当性確認が必要と判断される場合もあります。

Q11. 森林管理プロジェクトの場合、一度の施業とモニタリングを実施することによって当該年度分の吸収量等が算出できますが、年度の途中で吸収量の検証を受ける場合、どこまでの吸収量が認められるのでしょうか。

実施規則第 2 章 2.2⑥において、検証機関が、検証の対象とできるモニタリング対象期間は検証

報告書発行日以前のものである旨の記載があり、また第2章⑧-2において各年度の吸収量算定結果は月ごとに分割することができ、当該年度内の吸収量を12等分して経過月数分をかけて算定した値から未満の切り捨てを行うことにより算出するものとする、との記載があります。よって、対象とできる吸収量は、検証報告書の発行日の前月末までが最大となります。算定の方法としては、当該年度の吸収量を月割で計算することになります。

Q12. GPSで面積(活動量)を実測する場合、要求される測量精度はどういったものでしょうか。

モニタリング方法ガイドラインでは、「GPS等によるコンパス測量以外の方法についても、コンパス測量と同等の精度もしくは間伐等の補助金の申請において必要となる測量精度(閉合差「5/100」)を満たすものについては、適用可能とする」と規定されています。GPS測量の場合、閉合差という考え方は馴染まず、誤差については個体差(機種に依る差異)が大きいものと考えられますが、GISデータとして所有されている森林基本図やオルソ画像に、重ね合わせずれがないかを確認することで、コンパス測量という閉合差5/100程度の誤差は満たしていることを証明する方法などが考えられます。

Q13. 測定機器のキャリブレーション等の要・不要はどのように判断すればよいでしょうか。

各測定機器の取り扱い説明書においてキャリブレーション等が必要と定められていれば、そちらに従ってください。しかし、取り扱い説明書にキャリブレーションに関する記載がない場合、取り扱い説明書を紛失してしまった場合等は、下記のキャリブレーション等の要・不要整理表をご参照いただき、適宜ご判断ください。

パラメータ	キャリブレーション等の要・不要整理表	
	要	不要
森林面積	光学測量機(ポケットコンパスなど)、 光波測量機(トータルステーションなど) GPS測量機及び複合測量機	測量用ポール・ターゲット、 巻尺・間縄、三脚など
胸高直径	—	直径巻尺、輪尺
平均樹高	超音波樹高測定器・簡易測高器	測竿(検測桿)

※一般的に想定される事例を取りまとめたものであり、全てに当てはまるとは限りません。本表は参考限り。

Q14. 適格性基準の条件2のところに「2013年3月31日までの計画策定がされていること」とありますが、森林施業計画の計画期間がそれ以前で終了しているものについては申請できないのでしょうか？

森林施業計画の計画期間が2013年3月31日以前で終了する場合、妥当性確認時において、それ以降の森林施業計画が認定されていることまでは求めませんが、プロジェクト計画書C.1.3項にて、少なくとも2013年3月31日までは引き続き施業計画認定を継続する意思を示していただくこととなります。ただし、プロジェクト計画におきましては2013年3月31日までの計画が必要となります。

Q15. 申請において必要な面積条件はあるでしょうか。

J-VER制度における面積の要件はありません。J-VER制度においては、方法論の適格性条件3が森林施業計画の認定等となっています。しかし、その森林施業計画の要件は30ha以上となっていることから、30ha未満の単独での事業は森林施業計画の要件を満たしません。森林施業計画が妥当であれば、申請する面積は30ha未満でも問題はなりません。ただし、経済的な観点から、小面積での申請は、妥当性確認・検証費用の単位面積あたりの負荷が大きくなりやすいことに留

意が必要です。

Q16. プロジェクト対象の森林において、森林所有形態などを含めた複数の権利所有者が含まれる場合、要求されている森林の持続性担保にかかる確認は、誰に対して、どこまで実施すればよいのでしょうか。

権利所有者については複雑に入り組んでいる場合も多く、一概にどういった方法で、誰に対して確認を行えば持続性が担保されるとみなせるかを明確にすることは難しいと考えられます。そのため個々のプロジェクト毎に、その妥当性を確認していただくことになります。

持続性を担保するために、制度で要求しているのは、次の点です。

- ①当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（方法論 R001 ならびに R002 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等、温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- ②当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。

上記要求事項の確認方法は、以下のとおりです。

【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】
プロジェクト代表事業者等と森林所有者の間で持続性の担保についての確認・合意。
プロジェクト対象森林について、土地所有者以外に権利を有する者（入会権者等）が存在する場合も、持続性担保について確認・合意。

【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合】
間伐を実施しない森林所有者に対して、持続性を担保するために実施した説明会等の証拠。
プロジェクト対象地に含まれない森林について、所有者以外に権利を有する者（入会権者等）が存在する場合も、持続性担保に必要な説明会等の証拠が必要。

Q17. 複数の施業計画をひとつのプロジェクトとして申請することは可能でしょうか。また、その際に隣接する林分である必要があるでしょうか。

複数の施業計画をひとつのプロジェクトとして申請することは可能です。また、施業計画が地理的に隣接していない場合、又は施業計画が複数の自治体にまたがっている場合も申請は可能です。

Q18. 森林施業計画から森林経営計画へ移行した場合、どのような対応が必要でしょうか？

新たに森林経営計画の認定を受けられたことについて、変更承認依頼書を関連資料と共に制度事務局へ提出いただく必要があります。

J-VER 制度におけるプロジェクトの範囲は従前の森林施業計画の対象森林となりますので、従前の森林施業計画対象森林ではない森林が森林経営計画に加わった場合、従前の森林施業計画対象森林ではない森林の森林所有者からの持続性を確保するための同意書は不要となります。

<提出書類>

- ・変更承認依頼書
- ・新たに認定を受けた森林経営計画の認定書及び森林経営計画
- ・プロジェクト計画書（新たな森林経営計画認定番号を反映したもの）

森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含む場合

森林施業計画から森林経営計画への移行にあたり、認定番号のみの変更である場合（森林施業計画の対象森林と森林経営計画の対象森林が同一で、プロジェクト対象森林における変更がない場

合)は、認定番号のみの変更であることが制度事務局によって確認された時点で変更が認められ、認証委員会においては報告事項として扱われます。

また、認定番号のみの変更ではない場合（森林施業計画の対象森林と森林経営計画の対象森林が同一ではない場合やプロジェクト対象森林における変更がある場合等）は、実施規則 Ver4.2 「④登録」「⑥モニタリング報告書の検証」の別紙で定める変更手続きに従うことになります。

森林経営計画対象森林が従前の森林施業計画の全ての対象森林を含まない場合

森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林において、プロジェクト対象地がある場合、従前の森林施業計画の認定期間終了日以降の当該プロジェクト対象地からの吸収量については除外いただくことになります。

また、森林経営計画対象森林に含まれない従前の森林施業計画の対象森林の永続性担保のため、変更承認依頼書と共に以下の書類についてもご提出いただくことになります。

＜追加で提出する書類＞

- ・森林経営計画対象森林に含まれないことについてのプロジェクト代表事業者等の責に帰すべきではない正当な理由を示す書類
- ・永続性担保期間内に違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）を行わないことを約束する書類

さらに永続性担保期間（2023年3月31日まで）終了後には森林管理台帳等を制度事務局にご提出いただく必要があります。

なお、森林施業計画から森林経営計画へ移行するにあたり、認定期間の継ぎ目に空白期間が生じた場合については [Q19] にて記載します。

Q19. 森林施業計画から森林経営計画へ移行するにあたり、認定期間の継ぎ目に空白期間が生じた場合どのような対応が求められるのでしょうか？

新たに森林経営計画の認定を受けられたことについて、変更承認依頼書を関連資料と共に制度事務局へ提出いただくとともに（[Q18]参照）、次の書類についても提出いただく必要があります。

- ① 空白期間が生じた理由がプロジェクト代表事業者等の責に帰すべきではない正当な理由であることを示す書類（理由が書かれた文書とその根拠資料）
- ② 空白期間中に適切な森林管理を行い違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかったことを示す書類

上記提出いただいた書類をもとに、空白期間をどのように扱うかについて、オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会*で審議がなされますが、空白期間がクレジット発行対象期間内か永続性担保期間中かによって以下のとおり扱いが異なります。

空白期間がクレジット発行対象期間内（2013年3月31日まで）である場合

上記書類により「事業者の責に帰すべきでない正当な理由である」と判断され、「違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかった」と認められる場合は、空白期間における吸収量について認証を受けることが出来ます。

一方、「事業者の責に帰すべきでない正当な理由である」と判断されない場合、あるいは「違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかった」と認められない場合は、空白期間における吸収量の認証を受けることは出来ません。

空白期間がクレジット発行対象期間以降（2013年4月1日）、永続性担保期間内（2023年3月31日まで）である場合

上記書類により「違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）がなかった」と判断された場合は、違約事象とはなりません。

一方、違約事象に該当するような行為（吸収量の永続性を消失させるような行為）があったと判断された場合、発行済みクレジットの補填義務が生じることになります。

※ 参照箇所：実施規則 Ver4.2 「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置 (5) ①、②及び③

* オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会の開催は2013年度上期までを予定しており、以降は制度管理者（環境省）により「違約事象」に該当するか否かの判断がなされます。

3. R001：森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）

Q1. プロジェクトにおける今後の間伐計画を森林施業計画と一致させる必要はあるのでしょうか？

森林経営活動の実施により、その後の森林環境が高い公益的機能を有し、かつ森林吸収源としての機能が強化されることが必要であることから、適格性基準 条件2において、「2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものであること」として、森林施業計画等に基づいた適切な間伐を行うプロジェクトを対象としていることから、過去の間伐実績および今後の間伐計画のいずれも森林施業計画と一致させる必要があります。もしも、今後の間伐計画が森林施業計画と一致しない場合は、森林施業計画または今後の間伐計画を変更する必要があります。

Q2. R001においては、転用や主伐が制限されていますが、具体的にはどのような制限を何年間うけるのでしょうか。

また、プロジェクトにおける算定対象小班以外の森林所有者も、プロジェクト事業者と同じく制限を受けるのでしょうか。

R001 で、施業計画から一部の間伐対象地を抽出してプロジェクトの対象地（以下、プロジェクト対象地）とする場合、以下の2種類の小班が存在することになります。

- ①施業計画内の、プロジェクト対象地となる小班
- ②施業計画内の、プロジェクト対象地とはならない小班

それぞれの小班において、方法論 R001 の適格性条件2 及び約款の森林特約第2条により、転用や主伐について以下の制限を受けることになります。

①の小班：

- ・ クレジット発行対象期間内（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）に土地転用・主伐を計画・実施してはならない
- ・ 永続性担保期間内（平成25年4月1日から平成35年3月31日まで）に土地転用を計画・実施してはならない。
- ・ 永続性担保期間内（平成25年4月1日から平成35年3月31日まで）に不適切な主伐を行ってはならない（主伐を計画・実施する際は、適切に更新されなければならない）。

②の小班：

- ・ 永続性担保期間内（平成25年4月1日から平成35年3月31日まで）に土地転用を計画・実施してはならない。
- ・ 永続性担保期間内（平成25年4月1日から平成35年3月31日まで）に不適切な主伐を行ってはならない（主伐を計画・実施する際は、適切に更新されなければならない）。

つまり、①、②のいずれの小班においても平成35年3月31日まで^{*}は、「土地転用」及び「不適切な主伐」を行うことはできません。また、①の小班においては、クレジット発行対象期間内に主伐を計画・実施することはできません。

※ 参照箇所：実施規則 Ver4.3 「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所要の措置

なお、土地転用のうち、収用などの避けがたいものである場合は、J-VER 森林管理プロジェクトで制限している土地転用には該当しません。

①の土地を、プロジェクト事業者等（プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、参加者）以外が所有する場合は、妥当性確認時に、当該所有者による「永続性確認覚書」（参考様式に掲載）の提出が必要になります。

また、②の土地を、プロジェクト事業者等以外が所有する場合は、妥当性確認時に、当該所有者に向けた「永続性確認についての説明会実施記録」（参考様式に掲載）の提出が必要になります。

Q3. J-VER森林管理プロジェクトでは、土地転用が制限されていますが、林道開設の為の土地転用は行ってはいけないのでしょうか。

林道開設のための土地転用は、林道開設が森林整備の推進に必要なものであると考えられることから、J-VER 森林管理プロジェクトで制限している土地転用には該当せず、「収用などの避けがたい土地転用」に該当します。プロジェクト対象地内において「収用などの避けがたい土地転用」が生じた場合は J-VER 実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」の別紙で定める所用の措置(2)を参照してください。

4. R002：森林経営活動による CO2 吸収量の増大(持続可能な森林経営促進型プロジェクト)

Q1. 持続可能な森林経営促進型プロジェクトにおいては、適切な森林経営であることが条件となっていますが、具体的にはどういったことが必要になるのでしょうか？

オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会では、当該プロジェクトが J-VER 制度の主旨に則っているかについても委員会において審議されることがあります。

具体的には、森林施業計画における「長期方針」記載事項（伐期についての考え方、プロジェクト実施地域における長期的な主伐や間伐及び更新についての将来の見込み等）に基づいて、

- ・主伐等の長期的な方針により適切で持続可能な森林経営がなされているか
- ・クレジット発行期間のみならず、クレジット発行期間終了後も適切な森林経営が行われているか

等が論点となります。

委員会審議における検討の結果、当該プロジェクトにおける森林経営等が J-VER 制度上の適切な森林経営として認めがたい事由 {例えば、伐期を 60 年に設定して長期方針の 40 年後までに 60 年生を超える林分があるのに主伐を一切計画していない場合や、クレジット発行期間において森林施業計画から主伐実施対象林分を除外（プロジェクト対象地から除外）してクレジット期間終了後に主伐後の林分を森林施業計画に組み入れクレジット認証量を意図的に増加させようとしている場合等} があつた際、オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会において、プロジェクトへの登録や当該プロジェクトから生じる温室効果ガス吸収量が認証されないことがあります。

Q2. R002 の対象について、森林施業は間欠的に行われる場合が多く、必ずしも毎年を行っていない場合が多い。その場合でも「適切な施業」がなされていると判断されるのでしょうか？

「持続可能な森林経営プロジェクト」では、クレジット発行対象期間において主伐が計画されている必要がありますが、毎年の施業実施を条件とはしておりません。

Q3. モニタリング計画書の作成にあたり、プロジェクト排出量はクレジット期間内に施業計画内で予定されている主伐に対して算定すればよいのでしょうか。1990 年度からの累積ではなくてよいのでしょうか。

また、主伐を行った後に植栽する場合は、植栽後の吸収量は計上対象になるでしょうか。

主伐による排出量は、吸収量と同じように、2008 年度以降の主伐に対して算定が必要です。吸収量と同じように表形式にて記載してください。

なお、たとえば 1995 年度に間伐を行い、2010 年度に主伐をしている場合は、2008 年度、2009 年度は幹材積の年ごとの成長量をもちいて吸収量を算定し、2010 年度はそれまで成長した幹材積すべてが失われたものとして排出量を算定することになります。2011 年度以降は、植栽を行わない限り吸収量はゼロとなります。植栽を行った場合は、当該林の年ごとの成長量をもちいて吸収量を算定することになります。

単位面積あたりの幹材積は、成長量を算定する際に用いたものと同じ収穫予想表（もしくは独自に作成したシステム収穫表）を用いてください。使用する収穫予想表が適切かどうかについてはモニタリングガイドライン II-22「2.2.3 収穫予想表の特定」を参照してください。

Q4. R002 での吸収量の算定方法について、1990 年度からの材積変化量(CO2 吸収量)を全て把握する必要はあるでしょうか？

「持続可能な森林経営促進型プロジェクト」では、1990 年度以降に間伐・主伐・植栽の施業が実施された森林の吸収量を対象にしますが、クレジット化できるのは 2008 年 4 月以降の吸収量のみとなります（1990 年度～2007 年度までの吸収量まで遡ってクレジット化はできません）。したがって、2008 年 4 月以降に実施した森林における材積変化量を収穫予想表等から算出し、CO2 吸収量に換算することになります。

5. R003：植林活動による CO2 吸収量の増大

Q1. 伐採跡地に植林していますが、植林プロジェクトに申請可能でしょうか？

基本的に、森林であったところが伐採された跡地での植林は植林プロジェクトの対象にはなりません。ただし、J-VER 制度において植林プロジェクトの対象とできるのは適格性基準の条件 1にあるとおり「2008 年 3 月 31 日時点で森林計画対象森林ではない土地での植林」となっておりますので、この要件を満たしていれば、申請が可能となります。

Q2. 開発途上跡地を水源涵養林として復元するための植林を行っているのですが申請可能でしょうか？

Q1 のとおり、開発途上跡地であっても、「2008 年 3 月 31 日時点で森林計画対象森林ではない土地での植林」である要件を満たしていれば、植林プロジェクトの対象となり、申請が可能となります。

なお、2008 年 3 月 31 日時点ですでに森林計画対象森林である場合、植林プロジェクトの対象とはできませんが、R002 の持続可能な森林経営促進型プロジェクトの要件を満たすことで、R002 のプロジェクトの一部として申請が可能となります。

Q3. 若齢林の場合であっても、地位の特定に必要なプロットの設定、及び地位の特定作業は、クレジット期間を通じて一度のみでよいのでしょうか。

若齢林であっても、プロットの設定及び地位の特定を再度行うことは求められていません。ただし、成育状況を見て、特定をしない事が妨げられているものではありません。

Q4. 下刈りを実施した場合、排出量として計上する必要がありますか？

現行方法論においては、下刈りは排出量として計上することは求めています。

以 上